

<線画>

ノーマル

No.1 笑う(ノーマル)

No.2 笑う(万歳)

No.3 走る



No.4 指を差す

No.5 驚く

No.6 お辞儀をする

No.7 寝る



No.8 話す

No.9 案内する

No.10 考える

No.11 のぞき込む



No.12 手を振る

No.13 印籠を持つ

No.14 お祭

No.15 梅大使



No.16 サッカー

No.17 野球

No.18 消防士

No.19 水を飲む



No.20 クリスマス



No.21 お正月



No.22 食事



No.23 司会者



No.24 水戸の野菜



No.25 聖火ランナー



No.26 顔A



No.26 顔B



No.27 ドッジボール



No.28 バスケットボール



No.29 フェンシング



No.30 ラグビー



No.31 レスリング



No.32 弓道



No.33 オセロ



No.34 マラソン



No.35 ラーメン



No.36 救急隊



No.37 読書



No.38 乗る(自転車)



No.39 座る(座席)



No.40 掃除



No.41 白衣



No.42 水戸の果樹



No.43 指揮者



No.44 納豆



No.45 市旗を持つ



No.46 ウェディングドレス



No.47 和服



No.48 車椅子



No.49 フライングディスク



No.50 ナース



No.51 レインボーフラッグ



No.52 スピーチ



No.53 剣術



No.54 水府提灯



No.55 鎧兜



No.56 テニス



No.57 旅行



No.58 運転手



No.59 ゴルフ



No.60 ネギを持つ



正面



正面(杖有)



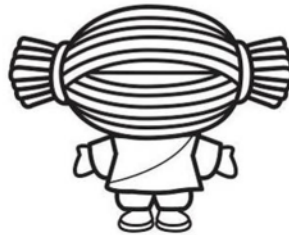
左真横



右真横



背面



ロゴ (平仮名・横)



ロゴ (平仮名・縦)



ロゴ(ローマ字・横)



ロゴ (ローマ字・縦)



備考 No. 45「市旗を持つ」については、水戸市の紋章の使用に関する規程第4条第1項各号に該当するとき（同条第2項の規定により市長が承認したときを除く。）は、使用することができない。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。